

新	旧	修正理由・備考
<p data-bbox="572 268 863 296">第4節 モニタリング等</p> <p data-bbox="172 359 477 386">2 放射性物質濃度の測定</p> <p data-bbox="195 405 1270 520">(1) 県は、あらかじめ定めた放射性物質濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、結果を県ホームページで公表する。</p> <p data-bbox="195 539 1270 611">(2) 町は、必要に応じて放射性物質濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。</p>	<p data-bbox="1774 268 2065 296">第4節 モニタリング等</p> <p data-bbox="1380 359 1626 386">2 放射能濃度の測定</p> <p data-bbox="1403 405 2478 520">(1) 県は、あらかじめ定めた放射能濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、結果を県ホームページで公表する。</p> <p data-bbox="1403 539 2478 611">(2) 町は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。</p>	<p data-bbox="2534 359 2822 430">県防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>(2) 町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の<u>指示等</u>の措置をとる。</p> <p>ウ 退避・避難のための立ち退きの<u>指示等</u>を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p><u>オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p> <p>なお、「原子力災害対策指針（<u>最新改定日令和5年11月1日</u>）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <p>2 広域避難活動</p> <p>(5) <u>県及び町は、必要に応じ、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>(2) 町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の<u>勧告又は指示</u>の措置をとる。</p> <p>ウ 退避・避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示</u>を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>なお、「原子力災害対策指針（<u>平成30年10月1日</u>）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <p>2 広域避難活動</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p>

新	旧	修正理由・備考																																		
<p style="text-align: center;">第8節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="195 390 1267 621"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（令和5年11月1日）」より）</p> <table border="1" data-bbox="195 709 1267 940"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性セシウム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>10 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳</td> <td>50 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>一般食品</td> <td>100 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>乳児用食品</td> <td>50 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（厚生労働省省令及び告示より）</u></p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム以上	牛乳・乳製品	野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム以上	対 象	放射性セシウム	飲料水	10 ベクレル/キログラム以上	牛乳	50 ベクレル/キログラム以上	一般食品	100 ベクレル/キログラム以上	乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上	<p style="text-align: center;">第8節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="1403 390 2475 621"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（平成24年10月31日）」より）</p> <table border="1" data-bbox="1403 709 2475 940"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性セシウム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>10 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳</td> <td>50 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>一般食品</td> <td>100 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>乳児用食品</td> <td>50 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（「原子力災害対策指針（平成30年10月1日）」より）</u></p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム以上	牛乳・乳製品	野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム以上	対 象	放射性セシウム	飲料水	10 ベクレル/キログラム以上	牛乳	50 ベクレル/キログラム以上	一般食品	100 ベクレル/キログラム以上	乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上	<p>県防災計画に合わせて修正（時点修正）</p>
対 象	放射性ヨウ素																																			
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上																																			
牛乳・乳製品																																				
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム以上																																			
対 象	放射性セシウム																																			
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上																																			
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上																																			
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上																																			
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上																																			
対 象	放射性ヨウ素																																			
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上																																			
牛乳・乳製品																																				
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム以上																																			
対 象	放射性セシウム																																			
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上																																			
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上																																			
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上																																			
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上																																			

新	旧	修正理由・備考
1 原子力事業者及び <u>原子力事業者から</u> 核燃料物質等の運搬を委託された者の対応	1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応	県防災計画に合わせて修正